

令和3年度 半田市補助金等判定会議要旨

令和3年10月6日（水）半田市役所庁議室において、補助金等判定会議（庁内委員審査）を開催したので、その要旨について下記のとおり記録する。

記

出席者

委員（敬称略）

議長 坂元 照幸

庁内委員 山田 宰

竹内 甲司

村瀬 浩之

担当課

（10月6日） 市民協働課、博物館、地域福祉課、高齢介護課、
保健センター、学校教育課（再審査1件含む）、
秘書課、生涯学習課、子育て支援課、経済課

事務局（総務課）

課長 山本 勇夫

主査 園田 美穂

目次

«10月6日(水)»

1. 「市民活動助成金」(市民協働課)	… 1頁
2. 「半田市文化財保存事業費補助金(文化財保存修理等補助事業)」(博物館)	… 3頁
3. 「全国山・鉾・屋台保存連合会総会「亀崎大会」事業費補助金」(博物館)	… 5頁
4. 「地域ふれあい施設事業補助金」(地域福祉課)	… 6頁
5. 「介護予防・生活支援サービス補助金」(高齢介護課)	… 8頁
6. 「地域介護予防活動支援事業補助金」(高齢介護課)	… 11頁
7. 「単位老人クラブ助成金」(高齢介護課)	… 15頁
8. 「休日夜間診療運営費補助金」(保健センター)	… 17頁
9. 「児童生徒各種大会派遣補助金」(学校教育課)	… 19頁
10. 「高等学校等入学準備補助金」(学校教育課) 【市民委員審査の再審査】	… 20頁
11. 「国際交流活動補助金」(秘書課)	… 22頁
12. 「半田市文化協会事業費補助金」(生涯学習課)	… 23頁
13. 「青少年健全育成活動補助金」(生涯学習課)	… 25頁
14. 「児童福祉団体活動費補助金」(子育て支援課)	… 27頁
15. 「商店街活性化事業費補助金」(経済課)	… 29頁
16. 「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」(経済課)	… 32頁
17. 「知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金」(経済課)	… 34頁
18. 「商業施設助成事業費補助金」(経済課)	… 35頁
19. 「中心市街地まちづくり支援事業補助金」(経済課)	… 37頁
20. 「勤労者団体事業費補助金」(経済課)	… 39頁

開 会（庁内委員審査：令和3年10月6日（水） 午前9時00分）

市民協働課 助成金－1 市民活動助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、市民活動団体の公益的な事業を資金面で支援し、団体の自発的、自立的活動の促進を図ることを目的に、平成22年度から実施している事業であります。コロナ禍の影響で、現状の助成金事業件数は伸び悩んでおりますが、市民活動の活性化や第7次総合計画推進の基盤となる協働による取組を効果的に進めていくためにも、助成金の交付による継続的な支援は、必要であると考えております。

令和4年度の協議額は、現在、緊急事態宣言が解除されたものの、コロナ禍の影響も続いていることから、令和3年度の予算と同規模としており、積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりであります。

チャレンジ部門につきましては、市長公約、市長所信表明における市政運営の重点事項も踏まえ、総合計画の教育・子育て分野の課題解決に資する協働事業の助成率を10分の9に引き上げ、市民活動の支援並びに協働による総合計画の施策推進にチャレンジしてまいります。

なお、昨年度、この助成金を承認いただく条件として、「市民活動団体の活動継続性に重点を置いた審査のあり方を検証」するよう、ご意見をいただいております。これにつきましては、団体からの相談及び申請時に、助成金の申請書に「次年度以降の事業展開」欄があります。ここを事務局において十分精査しながら、団体に助言指導を行うとともに、審査会での審査では、継続的な事業実施が可能かどうかを十分に議論していくこととなっております。

次に「交付にあたり、新たに創設された部門と既存の部門で達成すべき目的等が申請団体に分かりやすく伝わるよう、各部門間のトータルバランスを検証し、必要に応じて見直しを図ること」につきましては、今年度分から、各部門の趣旨や制度の内容に加え、団体からニーズが高い「申請書の記入の仕方」も含めた個別説明に重点を置いており、今後もこうした説明会を継続して開催してまいります。部門全体のバランスについても実績を考慮し、必要に応じて見直しをしてまいります。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員） 継続性に重点をおいた項目というのは具体的にはどのようなものですか。

（担当課） 事業申請書の中に事業の今後の展開についてどう考えるかという項目があります。

この部分が明確でない場合、申請書を受け取る際に事務局から、明確に書いていただく、もしくは今後の計画性についてしっかり見据えた事業提案をしていただくことを指導していきます。また、審査会では、公益性や波及性などの審査項目とともに、継続実施について重点的に議論をしていくこととしています。

(委員) 令和3年度から国費がついているようですが、どのような補助ですか。

(担当課) 国の地方創生推進交付金で令和3年度から5年度の3年分、2分の1の補助となります。

(委員) チャレンジ部門は令和3年度の申請はありましたか。

(担当課) 8件ほど相談があり、うち1件について事業団体と事業課の調整が整い、9月に審査会を行いました。内容については、外国籍市民に対する防災支援ということで、外国籍市民への支援を行っている市民活動団体と防災対策を担当する防災交通課、多文化共生を担当する市民協働課が協働して事業展開していくこととなっています。

(委員) チャレンジ部門の教育・子育て分野の助成率を10分の9にするのは令和4年度からですか。

(担当課) 令和4年度からです。

(委員) 総合計画には様々なチャレンジがありますが、教育・子育て分野のみ助成率が上がるのですか。

(担当課) 教育は、市長所信表明における市政運営における重点事項であることも踏まえ、まずは総合計画に掲げられたチャレンジ2030の教育分野の施策を協働による取組で進めていくことにチャレンジしていくものです。

(委員) 市民活動助成金のコロナ対応分もこれと同じ助成金という考え方ですか。

(担当課) この助成金の一環で、臨時緊急的対応ということで令和2年度に行いました。長引くコロナ禍において、令和3年度においても、臨時的に予算の枠内で助成を実施するものです。あくまで臨時的な助成のため、現時点では令和4年度の実施は考えていません。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ①各団体が事業の継続ができるよう、引き続き指導を行っていくこと
- ②実績や見込みに基づく適正額を予算計上すること
- ③当助成金について、市民活動団体等へ説明を行い応募が増えるよう努めるとともに、部門の見直しや新たな部門の創設などへの取り組みも検討していくこと

博物館 補助金—4 半田市文化財保存事業費補助金（文化財保存修理等補助事業）

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、文化財保護法や県、市の文化財保護条例に基づき、市民の貴重な財産である指定文化財を後世に適切に保存継承していくため、文化財所有者が行う保存修理等に対し支援を行うものです。指定文化財は、個人所有のものであっても、地域全体の財産として保存継承していく必要があることから、適切な保護措置や現状変更制限等、所有者への負担が大きくなります。また、文化財は、市民の財産として行政が指定するものであり、行政も保護に努める責務があります。所有者が行う保護措置に支援を行うことで、文化財が後世に適切に伝わるとともに、市の責務も果たすことができます。

協議額は、所有者へ修理計画を照会したうえで、現地調査、ヒアリングを行い、保護の必要性や緊急性の観点、文化財専門委員の助言を基に決定しておりますが、毎年、所有者、修理内容等が変動することになります。半田市で中心を為す文化財は、山車を始めとする祭礼関係になりますが、新型コロナで2年祭礼や組会合ができておらず、山車の組上げも行えていないため、修理の調査、議論が進んでおらず、協議額は毎年変動するものの、令和4年度は、令和3年度と比べて大きく減額となっています。

なお、昨年度、この補助金を承認いただく条件として、①「補助率は用途（防犯、防火、自主事業など）に応じた率を検証すること」、②「市場価格などを参考に補助上限額を設定すること」とのご意見をいただいておりますが、それにつきましては、添付資料の要綱にあるように上限額を10万円としました。①「厳しい制約の中で市民の財産を適切に保存継承していくためには、行政の支援が不可欠であること」、②「文化財は半田市を特色づけるものであり、他市町村との差別化を図れるものであること」から、国や県、他市町村の動き、制度等を把握し、文化財専門委員に意見を求めるなど、保護内容に応じた支援となるよう、あり方について絶えず見直しを行っています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）承認条件のところで①の防犯、防火、自主事業は10万円を上限としていますが、②「市場価格を参考に補助上限額を設定すること」については今見直しに取り組んでいるということですか。

（担当課）昨年度、4つの山車組が防犯カメラを設置しましたが、この見積書や内容を確認したところ、多少ばらつきはありますが概ね20万円強でしたので、この2分の1である10万円を上限額としました。

- (委員) 一度補助を受けると何年間か受けられないというルールがありますよね。
- (担当課) 文化財保存事業及び保存施設整備事業については、基本的に1事業当たり2回まで600万円が上限額で、その翌年度から5年間は受けられません。緊急に直さないと山車の運行ができないという場合等は前倒しすることもあります。全額の補助ではないため、山車組も原資等の準備が必要となりますので、修繕内容のヒアリングを行い、計画的な修繕をお願いしています。
- (委員) 年度により予算のばらつきがありますが、予算のラインをきめていますか。
- (担当課) 3か年総合計画において、各年度の修繕計画から過去を超えない範囲で予算枠を決めています。但し、修繕費用の少なくとも半分は山車組が負担しなければいけないため、最近はコロナによる祭礼の中止などで寄附が集めづらい状況もあり、彫刻などの高額な修理はばらついたり減ってきたりという現状になっています。
- (委員) 過去の山車祭りで結構ボロボロな山車もあつたりしましたが、こういうタイミングで学芸員が見て修繕した方がいいのではないかというアドバイスしたりというのはありますか。
- (担当課) 原資の問題もありますので、各山車組は山車祭りなどのタイミングを意識して計画的に修繕をしています。しかし、全額補助ではないため、原資の範囲内でどこを直すかの優先順位などのアドバイスはしています。
- (委員) ゴマ(タイヤ)の修理でも山車組によって金額にかなり差がありますが、こういうものですか。
- (担当課) 使う木の材質と時期によって差が出ます。例えば大木を処分しますという話があると安くなつたりしますが、そういうものがないと高くなってしまふなどばらつきがでます。
- (委員) 文化財修理は特殊性があるので仕方ないですが、防犯カメラ設置は市内業者を利用するように指導してもらった方がいいと思います。
- (担当課) なるべく市内業者を利用するよう指導していきます。

【審査結果】承認：A1(指示事項)

- ① 申請団体の公平性を保つ点からも、各種団体の要望を聞いて計画的に予算化をすること
- ② 当補助金を利用した修理等の際に、できるだけ市内業者を利用するよう依頼していくこと

博物館 補助金 - 5 全国山・鉾・屋台保存連合会総会「亀崎大会」事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、国の重要無形民俗文化財に指定される山・鉾・屋台類の保存団体（36）を正会員、保存団体の所在する地方公共団体（9 府県 30 市）を特別会員として構成される「全国山・鉾・屋台保存連合会」が開催する総会事業費に対し支援を行うものです。総会の運営は、正会員が順次担い、会場となる市が支援することになります。

亀崎潮干祭保存会は、「山車行事（やまぐるまぎょうじ）」がユネスコの無形文化遺産にもなっており、連合会から総会を担うよう要請されています。なお、県内で総会を開催していないところは、犬山市、津島市、知立市、愛西市、半田市のうち、愛西市と本市になります。本市を会場として総会を開催することで、全国から多くの保存団体とそれを支援する地方公共団体が集まります。これらの団体との交流を進めることで、今後山車文化を保存継承していくためのノウハウが得られるとともに、半田の山車文化や「はんだ山車まつり」を全国に広く発信できます。

協議額は、近年、東海北陸地区で開催された総会において、会場市が行った補助や、予算規模を基に積算しました。積算根拠については、補助金等執行協議書に記載のとおりです。総会会場市となったときに支援を行う時限補助となります。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）半田の山車文化を全国に発信できるということですが、参加者は全国で山車にかかわっている人だと思いますが、本当に半田の山車文化の発信になるのか説明してください。

（担当課）いわゆる一般の方の参加はありませんが、全国各地で祭礼行事を行いこの山・鉾・屋台保存連合会に加入している団体が全国から総会に集まってきますので、亀崎潮干祭を実際に見ていただいて、地元に戻った時に、半田にこういうお祭りがあるということを伝えてもらうことで全国に発信できると考えています。

（委 員）これは毎年どこかの町で開催されていますか。

（担当課）コロナで 2 年開催されていませんが、毎年輪番制のような形でどこかで開催されています。

（委 員）来年の山車祭りは延期になりましたが、潮干祭は延期せず予定通り実施するということですか。

（担当課）主体はあくまで亀崎潮干祭保存会であり、7 月時点では、9 月までに延期か実施かを決定し、実施の場合は事業部を発足して事業を進めていくという話で

したが、9月末まで緊急事態宣言下であったためその会合がまだ行われておらず、やるかやらないかまだ決まっていない状況です。現状は予定通り行う予定ということでしたので、補助金を計上しました。

(委員) 令和3年度の総会はどこがやる予定でしたか。

(担当課) 京都がやる予定でしたが、中止となりました。

(委員) 積算根拠に委託料400万円とありますが、亀崎大会予算案を見ると委託料は100万円となっています。一致しない理由を教えてください。

(担当課) 積算根拠の委託料には、大会予算案の委託料100万円の他にホテルやバスの賃借料300万円が含まれています。実際にはかかった費用から上限300万円を補助します。

(委員) かかった費用をどの科目に計上するかで、補助額が変わるのではないかと思います。原資は税金であるので、300万円ありきではなく、博物館がきちんと用途や執行内訳を確認するようにしてください。

(担当課) きちんと確認します。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

令和4年度の総会が開催される場合のみ補助を行うこと。その際、収支の明細をきちんと確認し、適切な補助金の執行を行うこと。併せて、総会開催の際は、博物館も一緒に、山車文化の発信に努めること。

地域福祉課 補助金－1 地域ふれあい施設事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱に基づき、地域の高齢者や子どもたちが自由に利用し、地域の交流を深めるとともに、介護予防事業を行う拠点施設を設置した運営団体に交付するものです。

現在、交付している補助金は、施設の管理運営費に対するもので、要綱により1施設当たり月6万円の年間72万円、交付期間は開設から5年以内となっています。

市内には5か所のふれあい施設がありますが、そのうち3か所は既に交付期間が終了し、残り2か所、有脇小校区内の「有脇ふれあいセンター」は令和4年3月まで、雁宿小校区内の「かりやど憩いの家」は令和4年10月までが交付期間となっています。

よって、令和4年度の補助金協議額は、協議書に記載のとおり、「かりやど憩いの家」の1施設に対する42万円となります。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 地域ふれあい施設で介護予防の事業ができるようになった時点でこの制度を見直していますか。

(担当課) 平成 30 年度に単価を 7 万円から 6 万円に変更しました。

(委 員) 介護予防事業で収益があがるからですか。

(担当課) はい。元気スポット事業が導入されたタイミングで見直しを行いました。

(委 員) かりやど憩の家の収支予算では、支出の部で積立金と予備費を合わせると 7 5 万円くらいあり、半田市の助成金が無くてもやっていけそうにみえます。収支と補助金の関係はあまりないんですか。

(担当課) 要綱上の定めはありません。ただ、要綱にもありますように、3 0 年はこの施設を利用して事業を続けてくださいという条件となっていますので、積立金が確かに多額ですが、補助終了後の 2 5 年間で自主収入でやってもらうこととなりますので、やはり積立金は必要だと思っています。積立額について、妥当かどうかの判断は難しいと思っています。

(委 員) 補助終了したところも含めて、補助対象は何か所ありますか。

(担当課) 5 か所です。

(委 員) 補助金終了後、事業を継続できなかったところがありますか。

(担当課) ありません。区からの補助やコーヒーなどの売り上げで継続できています。

(委 員) 山ノ神サロン等との違いは何ですか。

(担当課) やっていること自体にあまり違いはありません。サロンなどはここ 1 0 年くらいで出てきましたが、当時は憩いの場の整備を市が仕掛け、支援策を紹介し、その中で地域が手を挙げてきたと思います。

(委 員) 現在補助を受けている団体は令和 4 年度で補助終了となりますが、それ以降は新たな申請が出てきたら補助を続けるんですか。

(担当課) 現在、新規の相談はありません。この事業はこちらから作ってくださいということではなくこのような支援策がありますからこれを活用したらどうですかというスタンスです。また要綱では、小学校区を一つの単位とすること、類似した施設がないことなどの条件がありますので、その条件の中で地域から施設設置を希望する声が上がった時にこの補助金を使っていただくこととなります。

(委 員) 同じ小学校区でもう一つやりたいという対象にならないということですか。

(担当課) なりません。

(委 員) 全小学校区に一つずつつくりたいなど目標はありますか。

- (担当課) 地域が自主的に作っているサロン等が多数できているため、積極的に補助対象の施設をつくるのではなく、施設設置を希望する地域の声が出てきたものに対して市の支援策を紹介することを考えています。
- (委員) このような施設が浸透するまでは市と地域の協働ということで補助を行っていますが、令和4年度ですべての施設の補助が終わりますし、施設自体も浸透してきたということなので、今後この補助金を終了するというのもひとつのチャレンジだと思うので、終了も含めて今後どうするのか考えてください。
- (担当課) 地域類似施設の活動内容や対象の一元管理ができていませんので、まずそういうことやってからご指摘いただいた整理をしていくべきだと思っています。
- (委員) 現状、足りている地域、足りていない地域があると思いますので、その精査をしておいた方がいいと思います。
- (委員) 高齢者は800mくらいしか歩かないという話があるので、システム等を活用して拠点がどこに足りないかを視覚的に分析できると思います。また、いろいろな事業をやってくれていますが、高齢介護課や包括支援センターや地域福祉課、子育て支援課等と連携をとって、問題がある人がいれば市役所に上手く繋いでくれるといいと思います。
- (担当課) ふれあい施設の職員には地域福祉課の虹色サポーターの養成講座を受けてもらっていますので、問題や課題を持っている人から相談を受けたら行政や社協につないでもらうというパイプ役としてそういう声を拾いあげることが可能だと思っています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

現補助施設はR4で補助終了となるため、今後の展開について、廃止も含めて検討をすること。

高齢介護課 補助金—4 介護予防・生活支援サービス補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、平成29年度の介護保険制度改正に伴い開始したもので、地域住民等の多様な主体が要支援者等に提供する「訪問型サービス」や「通所型サービス」への対価として交付するものです。

制度改正により、それまで介護サービス事業所が提供していた「訪問介護」や「通所介護」のサービスに、地域のボランティア団体等の多様な主体が参画できるようになったことから、住民主体の様々なサービスを充実させることで、地域において支え合うことができる体制を整備

し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としています。また、地域において高齢者がサービスの担い手として社会参加できる機会を増やしていくことで、自身の介護予防にもつながるものと考えています。

なお、この補助金は「介護サービス給付費」と同様に、財源として1/2に介護保険料が充当され、残りの1/2を国・県・市の公費で負担しています。

令和4年度の協議額は3,653千円で、昨年度と比較し454千円の減額となります。「訪問型サービスB（地域支え合い型）」は、時間単価に、延べ利用者数を乗じて積算しています。また、1団体への立ち上げ補助を見込んでいます。

「通所型サービスB」（地域支え合い型）は、1団体あたりの平均補助額に、団体数を乗じて積算しています。また、3団体への立ち上げ補助を見込んでいます。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた、「介護予防に向けた制度設計に本腰で取り組むこと」及び「訪問型サービスB（地域支え合い型）が乙川地区で実施できなかった理由を分析し、実施に向けた推進を引き続き図ること」の2点については、令和2年度に「総合事業検討会議」を立ち上げ、半田市社会福祉協議会（以下「社協」）やケアマネジャー、ヘルパーなど専門職とともに、現場の声を聞きながら、総合事業全体のあり方を検討しています。その中で、訪問型サービスBの登録団体として、社協が加わることで、地区の縛りなく訪問型サービスBが実施できるよう新たな仕組みを模索しています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）訪問型サービスBの登録団体に社協が加わるということは、社協もこの補助金をもらうということですか。

（担当課）現在どういった形で参入できるかを検討中です。社協には既に別の補助金を交付していますので、いわゆる二重交付にならないよう、担い手の確保と補助のあり方の部分をどうクリアするかがまだ解決できていないところです。

（委員）地域の人たちにサービスをやってもらうための地域支え合い型の事業に、包括支援センターを運営している社協が参入するのは違うんじゃないでしょうか。社協にやってもらえたら担い手を探してもらったり、繋いでもらったりというのが社協の役割ではありませんか。

（担当課）おっしゃるとおりです。ただ、担い手の発掘というのが非常に難しく停滞している状況ですので、社協の力を借りて新たな仕組みという形でなにかできないかということも検討しているところです。

（委員）訪問型サービスBは、ニーズはあるけど担い手がないということですか。

（担当課）制度改正で介護事業所から一般の方でも担うことができるようになったものの、

従来の介護事業所が提供する訪問型サービス A を利用する方が多い状況です。介護事業所の人材も不足しているため、訪問型サービス B という制度の中で、ゴミ出しや買い物であれば介護事業所でなくてもいい部分なので、人材発掘し、地域の力を借りたいというところで進めています。

(委員) クリーンセンターが、高齢者宅のごみの訪問収集が限界だと言っていますが。

(担当課) 件数が増えてきてなんとかならないかというのは聞いています。これについては別の視点からも減らせないかと考えています。具体的には、一回対象としたらずっと継続してしまっていたので、再アセスメントをして本当に訪問収集が必要かどうかを確認しようと思っています。

(委員) 協議額ですが、通所型サービス B の交付実績 177 万 6 千円は、積算根拠のどこに反映していますか。

(担当課) この交付実績は令和 2 年度分の実績であり、積算根拠には令和 3 年度の交付申請額を使用しています。

(委員) 令和 2 年度交付実績は参考ということですか。

(担当課) はい、決算ベースの交付実績を参考として添付しています。

(委員) 補助金等の執行に関する改善点等として、総合事業検討会議を立ち上げて総合事業全体のあり方を検討しているということですが、具体的に何回検討しましたか。

(担当課) 地域包括ケアシステム推進協議会の下に総合事業検討部会があり、基本的に年 6 回行っています。今年度も 5 月、6 月、8 月、10 月と実施しています。

(委員) いつまでに結論を出そうということに取り組んでいますか。

(担当課) 乙川地区だけではなく、総合事業全体を考える中で、どういった事業展開をしていくかを検討しています。結論は令和 3 年度内を目標としています。乙川地区は年 4 回の介護予防・生活支援協議会でもテーマとしています。

(委員) 本腰を入れるというのは、乙川地区に担い手がないから立ち上げなければいけないということですか。

(担当課) 去年の指摘が、訪問型サービス B の担い手ということで、亀崎、岩滑、住吉、成岩、青山はあるけど乙川はなぜできないかを詰めるようにということでした。

(委員) 社協が乙川のためだけにやるというのはおかしいと思います。

(担当課) 乙川のためだけでなく、乙川を含めた形で全体を対象とします。

(委員) 社協が参入したら、他はやめてしまうということはありませんか。

(担当課) それはありません。乙川も個人でやってくれる人はいますが、団体を運営してくれる人材がいません。そういう中でどうチーム作りをやっていけるかということを検討し

ています。

(委員) 早く本腰を入れなければいけないということですね。

(担当課) 各地区でお互いに支え合おうという思いのあるお助け隊というのがあるので訪問型サービス B をお願いできていますが、市全体として訪問型サービス B を展開していくには、地区の縛りが無い仕組みができないか検討しています。

(委員) 制度への国の考え方としては、補助金で行うという枠組みですか。

(担当課) 従前は事業所へ介護報酬として払っていたものが、一般の方にやってもらうので補助金という形に変わりました。財源としては介護保険料と公費が半々となっています。

【審査結果】承認：A 2（承認条件）

総合事業検討会議において、R2 の承認条件に引き続き本腰で取り組み、次年度の補助金等判定会議で報告すること

【R 2 承認条件】

- ① R 1 の条件から進捗が見られないため、介護予防に向けた制度設計に本腰で取り組むこと
- ② R 1 の条件であった訪問型サービス B（地域支え合い型）が乙川地区で実施できなかった理由を分析し、実施に向けた推進を引続き図ること

高齢介護課 補助金—5 地域介護予防活動支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金も、先ほどの「介護予防・生活支援サービス補助金」と同様に、平成 29 年度の介護保険制度の改正を機にスタートしたもので、地域住民主体の「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進することを目的として交付するものです。

具体的には、市民活動団体等が行う、体操教室や趣味の活動、サロンなどがこれにあたり、これらの事業を通して、参加者とスタッフがふれあい、交流することで介護予防に繋がるものと考えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響から引きこもりがちとなる高齢者が増加する中、「通いの場」は社会的に求められており、維持・推進していく必要があると考えています。

令和 4 年度の協議額は 8,555 千円で、昨年度と比較して 143 千円の減額となっています。コロナ禍で申請団体数が減少している状況ではありますが、本年度の交付申請の状況から、団体数と 1 団体あたりの交付見込額を算出しました。

なお、この補助金も、財源として1/2に介護保険料を充当し、残りの1/2を国・県・市の公費で負担します。

昨年度、この補助金を承認いただく際に、「補助金の妥当性を明確にするため、交付団体の精査を3つの視点から行うこと」が条件とされました。

1つ目の視点「人の重複状況」については、複数の団体に所属するなどし、週1回以上介護予防活動に参加することは、フレイル発症の抑制につながり、介護予防の効果があると考えています。

2つ目の視点「活動内容の重複」については、国の大綱を参考にした交付要綱（令和2年度要綱改正済）に基づく介護予防活動であれば認めることとしており、開催日時・場所・参加者などから同一団体でないことを確認しています。

3つ目の視点「介護予防の成果」については、経年で特定の人物の追跡調査をすることは難しいですが、今後、保健事業と介護予防を一体的に実施していく中で成果の検証を試みていきたいと考えています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）介護予防・生活支援サービスの事業と地域介護予防活動支援事業の違いを教えてください。

（担当課）介護予防・生活支援サービスはもともと介護事業所がサービスとして提供していたものであり介護認定や要支援を持った方が対象になっています。本補助金の対象であるげんきスポットは、65歳以上であれば基本誰でも参加できる介護予防の場所ということで、大きな違いとしては対象者が介護認定を受けているかどうかということですか。

（委 員）実施団体が重なっていても構わないということですか。

（担当課）何らか介護予防につながる活動をする団体なら対象となります。

（委 員）去年の承認条件にある活動状況の重複というのは老人クラブの事業と重複していないかということですか。

（担当課）はい。メンバーはわかりますし、老人クラブの活動場所、時間、内容とげんきスポットの活動場所、時間、内容が重複していないかは確認しています。複数の掛け持ちという利用の仕方もどうかということでしたが、二つ以上の団体に参加することは可としています。

（委 員）成果の評価というのは、具体的な案はありますか。

（担当課）げんきスポットに参加したけど介護予防にならなかったという検証について根拠的

な指標がないので、高齢者の保険保健事業と介護予防を一体的に実施するなかで、医療データと利用者のデータを連動させて何かできないかということを進めていこうとしている段階です。

(委員) 先ほどの本腰と同じですが、やろうとしているのはわかりますし、成果を指標で表すというのが難しいことも承知の上ですが、ちゃんとやってください。

(委員) 介護認定が無い人が対象という話でしたが、げんきスポットで介護予防を行ってもらいたいのに行っていない人にどのようにアプローチしていますか。

(担当課) ターゲットは65歳以上約3万人の全体の状況が把握できていないので、どの人に行ってもらいたいということが漠然としている状況です。

(委員) 介護予防をしたいんですね。足りていない部分や重複の状況の把握ができないと、事業継続の要否も判断できませんし、いくら重複してもいいと言っても同じ人ばかりが通っていても介護保険料は抑えられないので、介護予防が必要な人の全体像を把握する必要があると思います。

(担当課) この事業が介護予防の全てではなく、一般介護予防の一つの手法であり、気の合った人たち同士が集っていく場所で進める介護予防活動を補助するものです。今秋、民生委員に一人暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者調査を行ってもらい、その中でフレイルチェック等の簡易的な調査を用い、要支援や要介護までいかないけど何らかの介護予防が必要とされた人に、社協に入ってもらってサービスの利用を勧めていく予定です。ただ、こちらについては市からこれをやりなさいというものではありません。

(委員) この事業に限ったことではなく、介護予防が必要な人全体を見て、この事業をやっていない人にどう介護予防していくかということ、別の事業も含めて全体像でとらえていった方がいいと思うけどそれはやっていますか。

(担当課) 先ほど申し上げた通り、健康に関するリスクの高い後期高齢者から、調査をやっていきます。

(委員) 全数調査はやっていませんでしたか。

(担当課) 計画作成時に介護認定を受けていない人にも、「健康とくらしの調査」というアンケートをとりました。

(委員) そのアンケートは個人をとらえていますか。

(担当課) 個人を特定しない形でやるという前提で行っています。Aさんの経年変化をとらえることはできますが、そのAさんが誰かはわからないような仕組みでご回答いただいています。

(委員) 個人的なアプローチはできないけど、その結果を基に制度を作ったり、今やっている

事業等が効果的かどうかの評価はできていますという意味ですか。

(担当課) 評価をしていくためにやっています。

(委員) 評価はしていないってことですか。

(担当課) できている部分もあります。国立長寿医療研究センターに委託をしていますので、研究データの中ではいろいろな項目があります。その部分についてはできています。

(委員) 健康とくらしの調査では、地域介護予防活動の項目があるか聞いていないということですか。

(担当課) そうです。国立長寿医療研究センターの研究と連携してやっていますが、調査項目に半田市独自の調査として入れることができる項目があるので、入れることはできると思います。ただ、このアンケート調査が予防活動をしている人に届くとは限らないので、効果測定のためだけにこの調査を利用するのは難しいです。

(委員) アンケートは抽出でやっているのですか。

(担当課) 抽出でやっていて、経年でいなくなってしまう場合は新しい人に代わります。健康とくらしの調査は現在どういった状況であるかということでは役に立ちますが、この事業については、団体向けにアンケート調査を行って介護予防になっているかどうかの評価を行うしかないのかなと思っています。

(委員) 評価を検討しますばかりで、道筋が見えていないという感覚です。

(担当課) 今後、後期高齢者の医療保険データを介護予防事業の方にうまく連携していく予定になっています。

(委員) 制度が変わるからと言ってどんどん先送りにしているように聞こえます。

(委員) 一回何かやってみてください。一回やってみていい数字が出ればいいし、おかしな数字が出れば違う方法を探るのもいいと思います。

(担当課) はい。

(委員) 去年の議事録を見ると、現場に行っていれば老人クラブの人たちと重複していないことがわかるはずだし、重複していないかわからないと適正な補助金になっているかの審査すらできないので、交付団体の在り方の精査を1年に20クラブくらい行うことを条件として承認していますが、どうなっていますか。

(担当課) 現場には随時担当が出向いています。令和2年度は新型コロナの影響でなかなか行けなかったということはあるんですが、現地確認しています。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

アンケートやフレイルチェック等を利用して、介護予防の成果を具体的に精査すること

高齢介護課 助成金－1 単位老人クラブ助成金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この助成金は、平成5年度から市の施策として実施しているもので、高齢者の生きがいと健康づくりのための社会参加を促進し、明るい長寿社会づくりを目的として、市内の各老人クラブへ交付しているものです。

令和4年度の協議額は4,079千円で、昨年度より436千円の減額となりました。

減額の理由は、クラブ数が11団体減少したためであり、新規団体についての具体的な話も出ていない状況です。

積算にあたっては、県の補助基準を基に算出した額4,034千円に、会員数加算額45千円を加えて算出しています。なお、県の補助基準から算出した額の2/3については県が負担することとなっています。

昨年度、この補助金を承認いただく条件とされた「クラブごとの人員及び会計実態を調査し、実態に即した統廃合に取り組むこと」につきましては、昨年度に引き続き、市老連（半田市老人クラブ連合会）会長始め幹部役員とクラブの統廃合について話し合いを行いました。老人クラブ側は運営に影響が大きいとされ、統廃合については前向きではありませんが、会員数の増加が見込めない中、継続して折衝していく予定です。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）単位クラブは本当に単位クラブとして活動をきちんとしていますか。

（担当課）活動しているという話は聞いています。市老連会長さんとも単位クラブを統合できないかとも話しましたが、それぞれの活動もあるので、なかなかまとめることができないと聞いています。

（委員）抽出でもいいけど、現地に行って活動状況をチェックしていますか。

（担当課）担当に行事予定をみて現場に出向くように言っていますが、なかなか行けていないというのが現状です。

（委員）本当にそれぞれ単位クラブで活動しているのかをきちんと確認はできていないということですね。

（担当課）ただ、老人クラブで活動していることは確認できますが、朝の交通立哨等はいつやるかわからないため、確認できていない部分もあります。

（委員）補助金をもらうためにクラブを細かく分けているのではないかと見えてしまいます。対象が高齢者なので細かく分けてそれぞれ自分の足で行ける場所でちゃんとクラブ

活動をやっているということならいいですが、会計書等をみると全部まとめて一つの決算書とか予算ができてきているので、昨年も言いましたが本当に活動実態があるのかというのをちゃんと調べてください。

(担当課) その点についても補助金等判定会議での指摘事項として会長にも伝え、それぞれの報告もきちんと出すように依頼はしておりますが、会長も個別のクラブできちんとやっていると言っています。

(委員) 1か所か2か所は見に行っていないのですか。

(担当課) 実態については議会の文教厚生委員会でも、担い手不足で書類作成の負担が大きいという話も出てきているので、統合したらどうですかとも伝えていますが、平行線になっています。会長としては、市の言っていることは理解してくれますが、現場のクラブ員には理解してもらえないという現状です。

(委員) 老人クラブは、基準額の対象となる活動を実施することに対して補助金を払うという考え方ですよね。この活動に将棋とか囲碁とか俳句とかありますが、げんきスポットにも将棋クラブとかありますが、違いはなんですか。

(担当課) 老人クラブは対象となる活動が友愛活動や生活支援活動、清掃・奉仕・環境活動、文化・学習サークル活動、スポーツサークル活動、安全活動の6種類あり、ご近所さん同士の声の掛け合いや清掃活動、小学校の近くで登下校の見守りなども行ってもらっています。げんきスポットはこの中の文化・学習サークル活動やスポーツサークル活動などの介護予防活動に特化しており、介護予防なのか地域のつながりなのかというところが違いとなっています。

(委員) 文化・学習サークル活動やスポーツサークル活動の部分がげんきスポット事業の補助金と重複しているということはありませんか。

(担当課) 先ほども回答したとおり、老人クラブが看板を変えてげんきスポットの申請をしていないかはチェックしています。

(委員) げんきスポットには老人クラブの活動は含まれていないということですか。

(担当課) そうです。あったら却下します。地区の老人クラブの人が代表者となって、老人クラブでやっている活動をげんきスポットとして申請していないかはチェックしています。老人クラブの名簿をもらって、生存確認と重複確認も行っています。

(委員) 承認条件は、条件を満たすことが補助金の支払条件となるので、具体的な調査を実施して、こういう理由で交付ですという説明をできるようにしてもらいたいです。

(担当課) 現地確認ということですか。

(委員) 現地確認だけではなくて、この条件に対して具体的にどうなったかを示して説明を

していただかないといけないと思います。今年はできていないのはわかったので、次はきちんとしてください。

(委員) 去年の議事録をみると、クラブ員の重複等を避けるためにデータベース化を考えると書いていましたが、それはやれていないのですか。

(担当課) 先ほど回答したとおり、住基データを元に名簿の整理・確認を行いました。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

老人クラブの活動実態を現地確認などにより把握するとともに、各老人クラブの会計書等を確認するなど、実態に即して、統廃合に向けた取組を進め、その取り組み状況の報告を次回補助金等判定会議で行うこと

保健センター 補助金 - 1 休日夜間診療運営費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、休日や平日夜間における市民への初期救急医療の確保のため、半田市医師会が当番制で行っている休日・夜間診療業務の運営費に対し補助するもので、当初は県の交付要綱に乗る形で開始し、県の補助制度廃止後の平成16年度からは、それまでの県補助金の基準額を準用し、市の単独補助金として助成してきました。

令和2年度の利用者はコロナによる受診控えの影響を大きく受け、例年の3分の1以下の3,000件弱（元年度は9,490件）にとどまりましたが、今後も診療時間外の急病に対する市民の「安心」のため（半田病院への負担集中を避けるためにも）継続的な交付が必要と考えています。

令和元年9月に半田市医師会から「土曜・日曜・祝日の午後診療を廃止したい」との要望が出されたことを受け、医師会と協議のうえで、それ以降段階的に診療時間を縮小し、今年度からはさらに平日夜間の時間外診療を3時間から2時間に短縮するとともに、土曜日午後の診療を11～2月のみとしています。

協議額は、現行の基準で計算した511万8千円で、休日数の関係で前年度より11千円の減です。

なお、昨年度の指示事項として、「知多4市5町に対し半田市のような休日・夜間診療の体制を整えるよう呼び掛けるとともに、応じる動きが無ければ負担金の導入にも言及すること。」とされています。これについては、平成30年冬にインフルエンザが大流行し、市外からの患者が市内の当番医に押し掛け大混雑したことを受け、令和元年度の半田保健所管内保健衛生担当課長会議の場で当時の事務長が投げかけ済みです。昨年度の判定会議後は関係課長の会議自体がコロナの影響で開催されていませんが、その後の調査で、もともと半

田市に近い体制で休日夜間診療を行っていた東海市に加え、大府市、美浜町が昨年度から拡充を図っていることを確認しました。

因みに令和元年度以降の利用者数は落ち着いており、休日夜間の診療は問題なく実施できていることは医師会に確認済みです。また、医師会の意向も踏まえ元々利用者の少ない時間帯、時期は開設を取りやめ、効率化を図ったため、結果的に他市町との差はかなり縮小している状況です。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 休日診療は4市5町全てが実施していますか。

(担当課) 診療自体は休日の午前中の診療はどこもやっていて、それ以外のところはバラつきがあります。

(委 員) 半田市が体制を縮小した結果、他の市町と同じレベルになったということですか。

(担当課) 東海市・大府市・美浜町とほぼ同じレベルとなりました。

(委 員) 時間数を減らしても補助金の単価が変わっていないということは、実質的な値上げになっていませんか。

(担当課) 基準額は2時間でいくら、とか3時間でいくら、となっているので、時間を縮めたことで補助金支払額が減っており、実質的値上げとはなっていません。

(委 員) コロナの影響で休日夜間診療が3分の1に減ったということですが、本当にそういう理由で減っているのか、時間の設定の関係で減っているのかという検証はしましたか。

(担当課) コロナが発生する以前は年間9千人～1万人でずっと推移していたのが、昨年度に限り3分の1になったので、これはコロナによる受診控え以外にないと分析しています。

(委 員) 減らすのはいいんですが、時間を減らす場所が正しかったかの検証はできていますか。

(担当課) 平日夜間の時間外診療を19時から22時までの3時間行っていましたが、21時を過ぎるとほぼ利用者がいないという医師会とのヒアリング結果でした。利用者がいなくても診療所を開けておかないといけないのでなんとかしてほしいという要望を受けて、19時から21時までの2時間に短縮しました。

(委 員) これで時間短縮は終了ですか。

(担当課) 医師会も最終形と思っているかはわかりません。時間外に開けること自体をやめたいという意向はあるようですが、使命感をもってやっていただいているというところ

です。

(委員) 雁宿支所に休日夜間の診療所を設けたらという話があったかと思いますが、そういう話はもうないですか。

(担当課) 最近は全く出ていません。

(委員) 令和2年度の補助金約635万円は、決算書のどこに反映していますか。

(担当課) 市からの補助金はいったん医師会へ入って、そこから当番を行った各医療機関へ振込手数料を差し引いて振込されますので、決算書上でイコールの数字を確認することはできません。

(委員) イコールの数字じゃなくてもいいので、決算書の中のどこに数字が含まれているかをわかるようにしておいてください。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ・現行の体制を維持できるよう、引き続き医師会と連携をとっていくこと
- ・決算書等の添付資料の内容をきちんと把握すること

学校教育課 補助金－1 児童生徒各種大会派遣補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、市内小中学校の児童生徒が、学校教育活動の一環として各種大会等へ参加する際に要する経費に対して補助金を交付することにより、保護者等の負担軽減を図るとともに、学校教育とスポーツ・文化の振興を図ろうとするものです。補助の対象となる大会は、県大会以上ですが、就学援助の対象となる準要保護世帯の児童生徒については、郡大会も対象としています。

補助額については、交通費及び宿泊費の実費ですが、宿泊費については、上限を12千円としています。

令和4年度の協議額は、過去の実績等から前年と同額の3,900千円としています。

担当課からの説明は以上です。

【質疑】

(委員) 全国大会は毎年1カ所でやるんですか。

(担当課) 北海道・東北地区など、地区を決めておいてその地区の中で実施します。

(委員) 北海道・東北地区は遠いから390万円としたのですか。

(担当課) 最近の予算は例年390万円です。開催地区が遠いといっても、そこへ行く手

ームが団体なのか個人なのかや東海大会などもあるので、毎年金額はまちまちで、なるべく足りるように例年390万円としています。令和2・3年度がコロナの関係で大会が中止になっているので直近の実績がないのですが、だいたいそれくらいに収まっています。

(委員) 足りなくなると流用して対応するんですか。

(担当課) そのとおりです。

(委員) 宿泊費は半田市の基準と同じだと思いますが、実費が5千円なら5千円となりますか。

(担当課) はい。なお、会場が指定されており、その宿泊費が上限を超える場合は超えた額も市が負担します。

(委員) 学校のクラブ活動として全国大会へ出場することに対する補助ということですよね。

(担当課) 部活ないしは委員会等、学校がやっている活動に対する補助金です。

(委員) 学校から派遣する際の、引率者は教職員ですよね。引率者は2分の1補助となると半分は自己負担ですか。

(担当課) 愛知県の出張の旅費規程で、教員が出張旅費をもらえるケースもあると思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項なし）

学校教育課 補助金－4 高等学校等入学準備補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、平成3年度から昨年度まで実施していた私立高等学校授業料の軽減制度に市が上乗せする私立高等学校等授業料補助金のあり方を見直し、より効果的な新たな補助をしたいとするものです。昨年の本審査会議の承認条件で、従前の交付スキームではない、効果性のある他の施策について検討することとなったものです。

昨年までの私立高等学校等授業料補助金は、私立高校へ進学せざるを得ない家庭の経済的援助を目的として発足しました。しかし、令和2年度の国と県による高等学校等就学支援金制度の改正にともない私立と公立の授業料負担の格差が大幅に改善されたことから、一定の役目は終えたものと考えられます。ただし、一方で、高等学校等の入学に際しては、公立、私立に関わらず、授業料以外にも保護者の費用負担は大きく、経済的な理由により就学困難な家庭に対しては、入学時の費用負担を軽減し、教育を受ける機会を確保する必要があると考えております。

令和4年度の協議額は、生活保護の就学費等の補助項目などを参考に高等学校等就学費を対象とし、モデルケースとし近隣の公立高等学校の教材費の2分の1程度である2万円としています。

なお、本案件につきましては、前年度までの補助制度から大幅な変更であるため、新規案件として昨日の市民委員による審査会議で協議いただきましたが、補助金の支給方法等について疑義が生じたため、庁内会議で再審査していただくことになったものです。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 支払いは現金ですか。

(担当課) 昨日の市民委員審査で委員さんから、本当に進学時の教材費のためということであれば現金ではなくクーポン券での対応など教材費にしか使えない仕組みにすべきではないかというご指摘をいただきました。これを受け、改めて検討しましたが、本補助金の目的である保護者負担軽減であれば現金の方が効果的であるし、クーポン券で教材購入しクーポンを換金するというスキームの場合、補助対象世帯の子どもたちが行ったすべての学校にこの手続きを了承してもらわないといけないので非現実的であると考えます。また、補助金支払いのタイミングですが、準備金なので本来3月に支給できるといいのですが、この場合、合否確認前に支給するスケジュールとなり、不合格であった場合返還してもらう必要があります。昨日は不合格でも返還不要と説明しましたが、やはり入学準備金という補助の趣旨と矛盾しますので、3月に申請受付し、4月に支給決定し、支払という組み立てにしました。

(委 員) 進学を前提に3月に申請してもらい、入学を確認して4月に支給するということですか。

(担当課) はい、そうです。

(委 員) 実際4月に支払うということは、タイミングによっては立替払いの後で補填する形になりますか。

(担当課) はい。実際準備には授業料以外に制服や教材等で20万円程度支払うはずで、その全額を支給であれば3月支給するべきですが、市の補助はあくまで2万円のため、4月の支払いでも影響はないと思います。

(委 員) 領収書等の提出は求めますか。

(担当課) そこまでは求めません。

(委 員) 去年までの制度だと、私立学校に入った子に2万円支給していたんですか。

(担当課) 1万1千円です。去年までの制度は私立高等学校に行った子全員に1万1千円というものでした。ただ、国と県の制度の拡充により、平均的な授業料より高い授業料の学校に行った子と、年収が720万円から800万円程度の所得の世帯に支払うという中途半端な補助になってしまいました。このため、経済的に苦しい子たちへの高等学校等入学準備補助に変更しました。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

高等学校等へ進学した生徒の保護者にきちんと補助が行き渡るよう、学校等への周知に努めること

秘書課 補助金—1 国際交流活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、平成6年度から「半田市の国際化を推進し、市民の国際的視野の高揚・普及を図ること」を目的として交付しています。

現在は、半田市において外国人住民と日本人がともに安心して暮らせるようにするため、半田国際交流協会が行う、多文化共生事業、並びに在住外国人相談事業などに対して交付しています。市内在住外国人の福祉向上、市民の国際理解の向上に寄与しており、継続して支援が必要と考えています。

補助対象事業は、在住外国人の生活利便性向上のための100%補助事業と、市民の国際理解及び国際交流促進のための50%補助事業で、それぞれに対して必要な事業費を計上しており、協議額は引き続き430万円としております。

昨年の判定会議の承認条件については、2年度事業の未執行分の返還について、話し合いを行ったほか、今年4月9日の副市長による監査に、秘書課職員が同席し、帳簿の確認に立ち会いました。また、協会の新年度、事業計画や予算作成会議にも出席し、補助金の適正な執行につながるよう意見を述べました。

半田国際交流協会は、平成14年度まで事務局を秘書課に置き、実質的に市主体で運営されてきたものを、平成15年度途中から、別組織として運営しています。

こうした経緯も踏まえ、令和4年度についても引き続き補助金を交付していただきますよう、お願いします。

担当課からの説明は以上です。

【質疑】

(委員) 100%補助事業と50%補助事業があって、そこにきちんと補助金があてられているかどうかのチェックはどのようにされていますか。

- (担当課) 決算書の支出の事務費とこれにかかる人件費を加算した額となっているか確認しています。
- (委員) 事業区分ごとの収支を出すことは難しいですか。人件費が全体にかかわる費用だと思いますが、それを事業ごとに案分などできませんか。
- (担当課) 補助金等判定会議の資料としては添付しておりませんが、内部的な整理のため、事業の規模や準備にかかる時間等で事業ごとに人件費を振り分けしてあります。
- (委員) それを添付してください。
- (担当課) わかりました。
- (委員) 国際交流基金と国際交流協会基金の2つの基金がありますが、この使い分けを教えてください。
- (担当課) 国際交流協会基金は、国際交流協会が南吉の作品の翻訳等で得られる収入を独自に積んでいる基金ですが、国際交流基金がどういった基金かは調べます。
- (委員) 国際交流基金は半田市がもっている基金ではありませんか。
- (担当課) これは国際交流協会の総会資料なので、市の基金には触れていないはずですが、市の基金ではないと思います。
- (委員) 成果指標が日本語教室のボランティア講師の延べ人数ということですが、令和3年度の500人という目標は達成できそうですか。目標に挙げているということは需要に対してまだまだ足りないと考えているということですか。
- (担当課) 多文化共生や外国籍市民に対する理解を広げたいという事で、現在当面の日本語教室を運営できる環境にはありますが、講師の高齢化も進んでおり、裾野を広げていかなければならないので目標を掲げてかかわってくれる人を増やしていこうと考えます。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

補助金の積算根拠及び事業費のチェック方法を明確にすること

国際交流協会の持つ2つの基金の内容を把握し、基金の内容及び財務状況を次回補助金等判定会議にて資料で示すこと

生涯学習課 補助金－1 半田市文化協会事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、多くの市民が芸術文化に触れる機会を創出し、市民の文化意識の醸成と芸術文化の振興を図ることを目的として、半田市文化協会に支給するものです。半田市文

化協会は昭和 54 年に設立され、本市の多分野にわたる文化活動の中心的役割を担っており、継続的、長期的な補助が必要と考えております。

令和 4 年度の協議額は 128 万円で、令和 3 年度に実施予定の事業と同様の計画となっているため、令和 3 年度協議額と同額としております。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として、「会員減少など過渡期に差し掛かっており、これまでの事業スキームの大幅な刷新を検証すること」とご指示をいただいております。そこで、今年度に入り、補助金の申請や実績報告のタイミング以外にも打合せの場を設け、文化協会の現状把握だけでなく、課題の洗い出しを行い、生涯学習課と協会との間で、問題意識の共有から始めております。金銭面の支援だけでなく、組織体制や運営のあり方そのものについての支援が、継続的に必要であると考えております。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 活動されている人は高齢化等で減ってきているんですか。

(担当課) コロナ禍ということもあり、大幅に活動している会員の数が減ってきているのと、役員等が固定化して高齢化しているのも現状です。

(委 員) いろいろな補助金をみっていますが、古参の団体の計画書や予算書、決算書をみるだけでも、ずさんだと思います。内訳もよくわからないし、事業計画書も何をどう使って 1 0 0 万円になったか等全く分かりません。補助金を支出するからには、書類はきちんと使途が分かるよう作成してもらってください。

(担当課) はい。

(委 員) 部門活動費は何に使っていますか。

(担当課) 部門活動費は、部門が文芸部始め 6 部門ありまして、それぞれの活動に充てる費用として文化協会から各部門に支払われています。使途の詳細については把握していません。

(委 員) 他の補助金では、詳細な書類を提出してもらい審査会も実施して補助金の支出を決定しているものもあるのに対し、これで潤沢な助成金をもらえるのはどうかと思います。

(委 員) 他の市町でも同じような補助金がありますか。

(担当課) 文化協会を市が直営で持っていたり、協会へ補助金を支出していたり、様々な形態があります。

(委 員) 事業スキームの刷新は生涯学習課も入って話し合いをしているとのことですが、補助金の額が見直されるということですか。

(担当課) すぐ何か変わるわけではなく、例えばこの事業は文化協会だけでやるのではなく公民館や他の活動団体と一緒にやってもいいのではないかなど、まずそういうところから話をしていきたいと思っています。

(委員) 公民館で発表会をする団体と文化協会は別なんですよ。同じ人がやっているということはありませんか。

(担当課) 公民館で教えている先生が文化協会の会員であったりするため、同じ人はいるかもしれません。

(委員) 金額ありきで報告書をつくっていませんか。

(担当課) 次の決算では部門活動費の内容と使途について詳細に聞いていきたいと思えます。

【審査結果】承認：A 2（承認条件）

- ①半田市文化協会との検討会議において、引き続き補助金の在り方を検討していくこと
- ②事業費の使途の明細等について提出を求め、補助の趣旨に沿った適切な執行がされているか、主管課が確認する体制を整えること

生涯学習課 補助金－2 青少年健全育成活動補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、地域の青少年の見守り、地域の方々と青少年とがふれあう機会の創出を行う団体や、青少年の健全育成をめざして社会奉仕活動等を行う団体の活動を支援することで、社会全体で青少年の成長を見守る機運を高めることを目的としています。

令和4年度の協議額は243万円で、令和3年度協議額に比べ18万円減額しております。これは、JR武豊線連続立体交差化事業等の影響で活動予定がない鉄道少年団と、該当する補助対象事業がないスポーツ少年団を対象外としたことによるものです。

昨年度、この補助金を承認いただく条件として、「コミュニティ・スクール推進事業助成金とのすみ分けなどを整理すること」、「スポーツ少年団事業スキームの見直しを検討すること」の2点の指摘をいただいております。

1点目のコミュニティ・スクール推進事業助成金との関わりについては、学校教育課との間で、コミュニティ・スクールのあり方を整理し、学校経営に関する協議を行う組織と地域と学校の協働活動を行う組織を作り、文部科学省が推奨する体制にもっていくための検討を始めています。その第1段階として、令和4年度は、少年を守る会がやってきた青少年健全育成事業に対する補助金の対象を、守る会に限定せず、地域で活動する団体にも広げることとして、

学校の先生が事務局を担ってきた守る会での活動から、より地域の方が主体となった活動への転換を図ります。

次に2点目の、スポーツ少年団に関する見直しについては、対象事業を明確化したことで補助対象としない結論となりました。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) スポーツ少年団は補助対象にしないということでしたが、通知は行っていますか。

(担当課) 今年度は既に申請がありませんでした。令和2年度も対象となる事業がないということで、大幅に減額した申請が出てきております。

(委 員) スポーツ少年団はまだ存在していますか。

(担当課) 団員が減ってはいますが、まだ存在しています。

(委 員) 今後、少年を守る会の補助金が学校運営協議会へ移っていくということですか。

(担当課) 学校運営協議会と、地域と学校の協働活動を並列で学校教育課と生涯学習課でやっていくというのが最終目標のかたちで、少年を守る会でやっていることは学校と地域との協働活動の方に移っていくイメージです。学校運営協議会は本来学校の運営に対するご意見を協議する組織で、いろいろな活動をお互いに支援し合うのは、まだ半田市にはありませんが地域と学校の協働活動という組織に移っていく予定です。

(委 員) なぜ半田市にはないんですか。

(担当課) 半田市の教育委員会の中に地域学校協働活動という組織をまだ作っておらず、学校運営協議会と言いながら、実際は地域と学校との協働活動を行ってしまっています。

(委 員) 少年を守る会は全地区活動していますか。

(担当課) 温度差はありますが、決算報告を見る限り全地区活動しています。ただ、コロナ禍ということもあり、ふれあい事業等実施していない事業もあります。

(委 員) 少年を守る会の決算書に計上されている巡視活動は謝金ですか。

(担当課) そうです。支給金額や支給方法は地区によって異なります。

(委 員) 守る会という名前はなくなるのですか。

(担当課) 守る会のような組織をコミュニティ・スクールの中に残すというところまで話をしていますが、呼び方や組織の在り方は協議中です。

(委 員) 守る会の活動拠点は学校ですか。

(担当課) 本来学校ではないと思いますが現在学校になってしまっています。このため事務

を先生がやることになっており、これが問題となっています。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

- ① 今後、学校運営協議会へ活動を移行していく際にも、生涯学習課が間に入ってコーディネートし、活動の本来の目的達成のため注視監督していくこと
- ② 補助金が適切に執行されているか精査すること

子育て支援課 補助金—3 児童福祉団体活動費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

本補助金は、地域に根差した児童健全育成活動を展開し、地域の子どもは地域で育てる取り組みを実践していただいている団体を対象として交付している補助金で、平成 4 年度から交付しています。

各団体の活動は様々ですが、各児童センターを拠点に、会員同士の親睦を図りながら、未就園児親子向けの講座等の子育て支援事業を定期的実施していただいたり、自治区や老人会など地域の各団体と児童向けの共催事業を実施していただく中で、地域の子育て力の向上にもご尽力いただいています。

また、各児童センターの配置職員が少ない現状のなかで、センターまつりなどの各種行事にもご協力いただき、児童センターの魅力づくりの一端を担っていただいております、児童センターの運営に欠かせない存在となっています。

今後も、地域の身近なところでの子育て家庭への支援や、児童の健全育成、地域の子育て力の向上への貢献が期待できることから、団体の活動費に対し継続的な補助金の交付が必要であると考えています。

本補助金は元々国県市が 3 の 1 ずつ負担する性質の補助金で、平成 24 年度から国が補助金を廃止し交付税措置に切り替え、それを受け県が急遽補助金を廃止したことなどから、以降は市単の補助金となっています。

協議額である 74 万 7 千円は、従前国県市で負担していた額から、県が負担していた分を除く額という整理で、平成 25 年度から補助上限額として設定しており、現在は各団体に対して、団体の前年度の予算案に応じて按分して交付しています。

なお、令和 2 年度につきましては、コロナ禍にあつて、イベント等の実施を見合わせた期間が長く、事業の計画通りの実施が適わなかったことから、繰越金が発生しないよう、年度末に必要な応じて変更交付申請を受け、補助金の一部を返還していただきました。

また、令和 3 年度につきましては、コロナの収束が見込める状況でなかったことに加え、予

算編成上経常経費の縮減が求められたことから、本補助金についても、認めていただいた額から5%相当額を減額して交付しています。

令和4年度の協議額については、補助上限額を計上いたしておりますが、先般新年度の予算編成方針説明会にて、経常経費のシーリング枠が示されたことから、令和3年度に準じて71万円に変更させていただきたいと考えています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 各児童センター1団体に限って交付ということですが、各児童センターのサポーターがそれぞれ1団体あると思いますが、他の団体が入れてと言ったらどうなりますか。

(担当課) 既存の団体に加入していただくかたちになります。

(委 員) 実態は児童センターの職員が動いているということはありませんか。

(担当課) 児童センターによって、団体がしっかりして自分のとこできちんとやっていただいている団体もあれば、一部は高齢な方が多く事務的なところを実質センター職員が行っているところもあることは承知しています。

(委 員) 実質児童センター職員が事務を行っているなら、児童センターに予算を計上して、来てくれる人にはボランティア謝金等を払えばいいのではないかと思いましたが、きちんと団体で行っているところもあるんですね。

(担当課) あります。

(委 員) 花はなちよぼうの収支予算書に計上されているセンター協力金とはどういうお金ですか。

(担当課) これは、自分たちの自主事業ではなく、児童センターでの共催事業に事業費の一部として拠出していただいたものです。

(委 員) 交付額算定資料にある各団体の補助要望額と実際の交付額にあまり乖離がないのですが、だいたいこれくらいしかもらえないという前提で要望されているということですか。

(担当課) 事業計画を組んでみて例年通りくらいで要望してくる団体が多い状況です。

(委 員) センター協力金ですが、ほぼ予算と同じような決算ですが、中止した事業はなかったということですか。

(担当課) 中止した事業はありましたが、補助金支出時の条件として、「事業計画に挙げていただいた事業以外には使ってはならない」となっていることを担当から改めて十分に伝えられておらず、当初計画にはないマスクづくりなどを実施して材料費

等に支出した団体がありました。

(委員) 補助金と参加者からの参加費が収入であり、事業費になっていますが、参加費がゼロとなっているところは参加費を集めずに事業を行ったということですか。

(担当課) これまで参加費を集めて実施した行事では、子どもたちに参加費相当分の食糧を提供していましたが、コロナの感染拡大防止のため児童センターでの飲食を伴う行事の実施を認めていないことから、参加費を集めずに行っています。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

補助金の対象経費等について交付先団体へ再度周知を図り、適切な補助金執行を行うよう指示すること

経済課 補助金—18 商店街活性化事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、市内の商店街における店舗数の減少数が平成15年から多くなったことを受け、平成21年から始まったもので、半田市商店街連合会及び半田商工会議所で組織する実行委員会が商業の活性化を図るために行う事業に対し補助を行うことで、商店街の形成を促進するとともに、地域コミュニティの維持と再生を目的としています。効果としては、市内の商店街が一体となってイベントなど事業を実施することで、消費喚起を図り、賑わいを創出するとともに各商店街への集客拡大を図るものです。個店や小規模な店舗ではなかなか取り組めないことを商店街が一体となって取り組むことで、商店街、全体に影響を与えることができます。

令和2年度は、コロナの影響によりイベントを開催することができなかつたため、手法を変え、商店を紹介するWEBサイト「半田オンライン商店街」を制作し、108店舗を掲載しました。個人店の中には、情報発信が苦手な方が見えることから、店舗の情報を発信することで、店舗を知ってもらう契機となりました。

令和3年度につきましては、ラッキーカードを活用したイベントを開催する計画で、地域振興券に合わせて開催するよう調整しています。

協議額としては、前年度同様1,000千円としています。積算根拠については総事業費1,500千円のうち、補助対象経費に対して市が上限である1,000千円を、その内、2分の1については愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」を充てています。残額分の500千円は商工会議所と商店街連合会が実行委員会として負担し、負担割合を1:1:1としています。

282頁の執行協議書の5. 前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事

項と6. 補助金等の執行に関する改善点等について、1点目の県下で現在の半田市の支援状況が他市町の支援状況と比較できるよう状況を把握することについては、県内54市町村に対し照会をかけました、54の市町村のうち、商店街などが存在する市町村は39あります。そのうち、半田市と同様の支援を行っている市町村の数は、市が33のうち27、町村が6のうち3で、30ありました。商店街が存在する多くの市町村で、商店街のにぎわいを創設する補助が行われています。

2点目の商店街に求められている支援については、イベントだけではなく、高齢化対策とした登録支援など、あらゆる支援策の可能性を協議することについては、この補助金が、あくまでも商店街の活性化を目的としており、高齢化対策とした登録支援は対象としていません。ただし、イベントへの参加、例えば、令和2年度はGO TO イベント、令和3年度だと地域振興券の店舗登録など、手続きが分からない場合などについては、高齢者にかかわらず、これまでも支援を実施しています。

3点目の収支決算書で特殊な事由が生じた際には「積算の基礎」に理由を明記することについて、資料の291頁にあります令和2年度の精算書から対応しています。具体的には、収入の内、自己資金について、コロナの影響により商店街の売上が減少したことに配慮し、通常、徴収する参加料の負担をなくしたことで、収入が減少となった旨を、記載しました。

最後に令和3年度が本事業の見直し期限となっています。このことにつきましては、商店街は地域コミュニティの担い手であり、商業振興になくてはならない存在であること。また、本取組で減少傾向にある商店街の数を抑え、商店街を継続させていくことに繋がっていること。実際、この取り組みにより、平成22年度に8団体384件の加入数が、平成27年度には7団体328件と56件、14.6%加入者が減少しました。しかし、事業を継続してきたことで、令和2年度は8団体299件と1団体増加し、また、29件、減少率で8.8%まで、加入者数の減少を抑えることができています。これらのことから、本事業を継続していきたいと考えます。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委員) 県下の支援状況を調査してかなりの市が支援をしているということですが、支援内容は調査しましたか。

(担当課) 基本的に愛知県の補助金を使っている自治体が非常に多いです。このため、愛知県の補助要綱に準じた事業ということで半田市とよく似た事業が多くあります。ただ、どういった補助事業を実施しているか、予算規模がどうかという内容で問い合わせを致しましたので、その成果があがっているかということまでは調査しきれ

おりません。

(委員) 商店街の活性化ということになると、商店街に加入しているお店を使ってもらうことが活性化だと思いますが、デリバリーなどを協働でやるなどの考えはありますか。

(担当課) そういう方向に促すことは可能だと思います。ただ、商店街に人が来ていただく、商店街にどういったお店があるのかを知ってもらって初めてデリバリーにつながるということもあります。ご意見をもとに、商店街の実行委員会にそういった視点でも取り組んだらどうかと申し上げていくことは可能だと思います。

(委員) 昔の商店街のように店が連担していればまずは来てもらうということも大事だと思いますが、みんながみんなお店に来れる人ばかりではないし、商店街とはいうものの点在しており高齢者等も顧客としてみていくと思うので、ぜひお願いします。

(委員) 他の自治体への調査で成果までは調査しきれていないということでしたが、改善していかなければならないと思っているなら、新しい視点も取り入れてもっといいものが無いかということをしっかり考えてもらった方がいいと思いますが、どうですか。

(担当課) そういった視点で取り組んでいないわけではなくて、日々どういう活動がいいのか、イベントがいいのか、関係者で集まって取り組んでおりますので、近しい補助事業を実施している自治体には再度調査し、次なるステップを考えていきたいと思えます。

(委員) 参加店舗数を成果指標としていますが、令和3年度で大きく減らしていますが、令和2年度の目標が高すぎたから低くしたということですか。

(担当課) 通常であればイベントを開催して今まで通り集客数を成果指標とする予定でしたが、コロナの影響もあり、令和2年度に商店をもっと知ってもらうための半田オンライン商店街という取り組みに変えたため、急遽目標値をこの参加店舗数に変更しました。当初は商店が300店舗ほどありますので多くの方が手を挙げてくれるのではないかと想定で目標値を200店舗としましたが、令和2年度実績値が108店舗でしたので、2年度目標は過大であり、今後も100店舗程度に参加していただくことを目標としています。

(委員) 令和4年度も同程度の100店舗くらいを目標値としていくんですね。

(担当課) 取り組みの内容によって目標値は変わると思います。

【審査結果】承認：A2（承認条件）

- ①より多くの人を利用する商店街となるよう、他市の事例を検証するなど、新しい視点を取り入れていくこと
- ②事業の成果を適正に表す指標を定めること

経済課 補助金—2 1 中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、名鉄知多半田駅東から半田運河周辺の地域、中心市街地の活性化を図るため、地域の3商店街、ランブリングタウン、半田駅前商店街、中町商店街とクラシティ、商工会議所と半田市で組織する実行委員会が実施する中心市街地の集客力の向上と蔵の街の回遊性を高めるためのにぎわい事業に対して補助するものです。

事業としては、四季に合わせたイベント（夏まつり、イルミネーションなど）を行います。

協議額は、前年度と同様の2,000千円としています。

積算根拠については、総事業費を前年度と同程度の3,200千円とし、補助金の上限額である2,000千円を市が補助し、その内、1/2の1,000千円については愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」を活用します。残額分の1,200千円は商工会議所と中心市街地内の3商店街とクラシティが実行委員会として負担します。負担割合は1:1:1（以上）とします。

296頁の執行協議書の5、前年度補助金判定会議における承認条件または指示事項と6、補助金等の執行に関する改善点等についてですが、事業の収支を明確については、306頁の令和3年度収支予算書の支出の部のとおり、商店街PRなど事業ごとに区分しました。また、チェック機能については、支出状況を商工会議所、半田市双方が確認する体制としました。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委員）令和3年度の中心市街地商業活性化にぎわい事業の収支予算書ですが、対象経費が287万円ですよね。対象経費が減っていくと、半田市の支出する補助金は減っていきますか。

（担当課）負担割合が半田市：愛知県：実行委員会＝1：1：1のため、半田市が支出する補助金も減ります。

（委員）みんな同じように減るんですか。

（担当課）287万円を1：1：1にするので、県の補助金も100万円を切ってくるでしょうし、全体事業費が320万円のため補助対象外経費が33万円となりますので、287万円の3分の1プラス33万円が団体の負担になるという計算になります。

（委員）商店街活性化事業とこの事業のすみ分けの考え方を教えてください。

(担当課) 先ほどの商店街活性化事業は中心市街地に特化したものではなく、市内全域に8商店街がありますが、その商店街全体に対して行う支援で、こちらの事業は特に中心市街地の3商店街とクラシティ、半田商工会議所を重点的に支援するという違いがあります。また、商店街活性化事業は消費の拡大、こちらのにぎわい事業は四季折々のイベントを定着させていくことによってお客さんが来てくれて消費を拡大、どちらも結局は消費の拡大ですがこの事業はまずはイベントの定着をというすみ分けになっています。

(委員) 商店街活性化の方にもにぎわい創出事業というのがあったりして、わかりにくいなと思います。例えばにぎわい創出ということになると、商店街活性化の補助金とこの中心市街地の活性化の補助金と比べると、より中心市街地の方が手厚いと考えればいいですか。

(担当課) 県の同じ補助金を使っていますが、中心市街地というのはよりにぎわいが無いといけな場所なので、手厚くしています。

(委員) 歩行者・自転車通行料の人数というのは、誰がカウントしている数字ですか。

(担当課) 職員が現地に行ってカウントしています。ただこの成果指標も必ずしもこのイベントで増えているのか不明なので、少し見直していこうと考えています。

(委員) 事業をどう進めていくかは、商工会議所と商店街の代表の話し合いで決めているんですか。

(担当課) 商工会議所、商店街、クラシティに、半田市もオブザーバーとして入り、定期的に話し合いを行っています。

(委員) 市民活動助成金で商店街が手を挙げてきましたが、この補助金をもらっているのにこの中で事業実施できなかったのかなと思います。

(担当課) 徐々に独自路線を打ち出してきているところもあるので、そういう事業について市民活動助成金を要望したのかなと思います。そちらがどんどん進んできて独自路線が進む状況になれば、こちらを徐々に縮小して他の補助金にしていくことを考えていく時期があるのかもしれませんが、現在はそのまま続けたいと考えています。

(委員) 商店街は自分たちがお金を儲けるために商売をしているので、本来市民活動というのはおかしくて、その辺りの区別ができていないのではないかと思います。

(担当課) そこは、市民活動助成金の目的をお伝えいただければいいと思います。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

適切な成果指標に見直し、にぎわい創出に効果的な事業を商工会議所と検討していくこと

経済課 補助金－２２ 知多半田駅前再開発ビル商業施設利用促進補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、半田市の顔のひとつであるクラシティの利用促進を図ることを目的に実施する駐車場の利用促進（助成）及び商業施設の活性化の２つの事業に対するものです。

協議額は、令和２年度はコロナの影響があったため、令和元年度の実績を参考にして算出した、駐車場利用促進事業分２，６４８千円と商業施設活性化事業分１，１３４千円を合わせた額、３，７８２千円です。

財源は、クラシティの商業床の共有部分の半田市の持分４２．０７％に相当するテナント料（賃料収入）と一般財源で、令和４年度の賃料収入は、８，７４８千円を見込んでいます。

主にクラシティでのイベント等に係る広告宣伝事業に活用している商業施設活性化事業分の１，１３４千円は、この賃料収入から解体費用積立金（５００千円）、修繕積立金（４，６３３千円）、中心市街地活性化事業用経費（固定資産税相当額：２，４８１千円）を除いた額になります。また、駐車場利用促進事業分の２，６４８千円は、２時間の駐車料金から、テナントが負担する分を除いた額の１／２です。

なお、賃料収入の活用については、執行協議書の５．前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項にも関連しますが、クラシティの商業床を中埜産業(株)から無償譲渡された際に取り決めたもので、この枠組みを変更することは難しいのが現状です。

さらに、引き続き種子関係書類の提示を求めているが、この補助金は、事業者の運営補助ではなく、あくまでも事業に対する補助であり、補助の対象としている事業に関する実績報告書（領収書添付あり）は提出されていることから、事業者としては必要な書類は出しているとの主張から、事業者の収支関係資料の提出についても難しい状況です。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）令和４年度の賃料収入というのは、市の土地の賃料収入ですか。

（担当課）はい、市が４２．０７％の持ち分をもっていますので、この分をテナント収入として市が収入しています。

（委 員）その分以外のところは関係ないから書類は出さないということですか。

（担当課）そうではなく、市はビルの管理会社の全体事業費を書類として出してくださいと求めています。この補助金は駐車場とイベントに関する補助金であり事業者自体を支援する補助金ではないので、事業全体の収支報告書を出す必要はない

との主張です。

(委員) 現在、テナントは何店舗中何店舗空いていますか。

(担当課) 100%の床面積に対して88%埋まっています。全体の12%、1店舗相当の面積が使われていません。不動産屋には情報提供しています。

(委員) 賃料収入の847万8千円というのは店舗が入ってなくても得られる収入見込みですか。

(担当課) 私たちが土地(床)のオーナーで、ビル全体の管理はにぎわいビル開発が行い、更になぎわいビル開発が1・2階部分の床の不動産の取り扱いを(株)トロワ・アバンセに任せています。トロワ・アバンセは、店舗が100%埋まっていなくても全部使っているものとしてにぎわいビル開発に支払いを行い、それが各オーナーに持分配分して配布されているという構図になりますので、店舗が100%埋まっていなくても収入額は同額となります。

(委員) 全部入っているものとして賃料が入ってくるということですか。

(担当課) はい。埋まっていない部分はトロワ・アバンセがかぶっているときいています。

(委員) 実情は苦しそうですか。

(担当課) 実情は苦しいのではないかと思います。事業者の収支報告書が公開されていませんので、把握する方法がありません。

【審査結果】承認：A1(指示事項)

先方に理解が得られず交渉に難航していることは理解しているが、補助金を交付している以上、引続き収支関係資料の提示要求を行うこと。

経済課 補助金－23 商業施設助成事業費補助金

【担当課補足説明】(執行協議書等に関する説明)

この補助金は、中心市街地、鉄道駅周辺など商業地域の活性化、賑わいを創出することで、持続可能な商業の振興を目的とし、空き家などを活用して新たに出店する事業者や既存の店舗を改修することで集客拡大を図る事業者に対し、施設の改修等に要する費用を補助するものです。新たな商業施設(店舗)の出店により、新たな消費者の流れが生まれることによる商店街の活性化(賑わい)、新たな商店街への加入による商店街の持続を図ることが期待されます。

今回、制度の周知が進んだことで、令和元年度の補助件数が2件であったのに対し、令和2年度は6件、令和3年度はすでに11件に達し、予算10,000万円をほぼ使い切る状況となっています。過去、平成26年度には14,000千円の予算がありまし

たが、実績が上がらなかったことから、減額してきた経緯があります。現状は、先ほど申し上げたとおりで、半年で10,000千円の予算を使い切る状況となっていること、新たな相談もあることから、前年度と同様、10,000千円を協議額としているものです。

執行協議書の5. 前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項と6. 補助金等の執行に関する改善点等については、1点目の国庫補助が改装時も対象となるかについては、対象となることを確認しています。2点目の補助金額は当初に計上した金額のみで、追加が認められないスキームかについては、当初申請した額に対して、追加して国庫等は交付されません。3点目の協議額を上限とし、予算査定で精査することについては、予算査定で協議し、承認された額を令和3年度の当初予算額としています。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 中心市街地の駅前の低未利用地を放っておいていいかという話がありますが、この事業の中で低未利用地対策を行うという考えはありませんか。

(担当課) この事業はあくまで商業者の出店を対象とした補助メニューを活用していますので、空き地利用にはこの補助事業は活用できません。

(委 員) 空き地利用の補助は別にありますか。

(担当課) 確認しないと分かりません。

(委 員) 協議額の1,000万円は上限ですか。申請者が多くてもこれ以上は認めないということですか。

(担当課) 昨年度も議論があり、承認条件にも国庫補助対象が当初予算計上額のみか追加が認められるのか確認することとありましたが、確認したところ当初予算計上額のみということでした。一般財源のみでもやっていくということでしたらできます。実際、令和3年度も11件で1,000万円にほぼ到達しており、補助を活用したいという話はあるものの予算が1,000万円しかないですし国庫県費ももう追加でつかないので、商工会議所に今年はまだ終わりですと申し上げているところです。

(委 員) 1,000万円というのは今年度の状況から見て来年度もこれくらいということですか。

(担当課) はい。今年非常に増えてきて来年度反動で少なくなる可能性もありますが、同程度を確保したいということです。

(委 員) なぜ今年は増えたのですか。

(担当課) この補助金の情報を不動産関係にも提供をしたことも一因であると思います。徐々に情報が伝わってきて活用されてきていると思います。

(委員) 補助交付実績一覧の事業所の業種でサービス業というのはヘアサロンみたいなところですか。

(担当課) マッサージや美容室などの美容系です。

【審査結果】承認：A1（指示事項）

- ① J R 半田駅の区画整理事業や高架事業という機会を商業地域の活性化に活かすよう、関係各課で空き家、空地の利用対策を進めていくこと
- ② 商工会議所から事前に情報提供を受け、適切な予算要求をすること

経済課 補助金—25 中心市街地まちづくり支援事業補助金

【担当課補足説明】（執行協議書に関する説明）

この補助金は、中心市街地を社会的、経済的及び文化的活動の拠点とするために取り組んでいる半田商工会議所に支援（補助）するものです。この取り組みについては、半田市としても賛同できるものです。なお、この取り組みは、平成30年度に半田商工会議所が策定した「中心市街地活性化ビジョン」を具現化するために必要な事業を展開しているものです。具体的な事業としては、企業支援による新たな事業創出「チャレンジショップ」事業、公共空間を遊びの場などとして柔軟に使いこなす「ストリートテラス」事業などに取り組んでいます。

協議額は、対前年度比102千円減額の1,898千円です。

執行協議書の5. 前年度補助金等判定会議における承認条件又は指示事項と6. 補助金等の執行に関する改善点等については、1点目の会議費等の補助対象項目を他の補助事業も含め再検討することについては、県補助の対象事業については、お茶代が対象とならないため、会議費等を補助対象外事業として整理しました。2点目の補助対象経費のうち、ホームページ維持・更新料については、他の補助事業と重複していないか精査することについては、重複していないことを確認しました。

最後に令和3年度が本事業の見直し期限となっています。このことにつきましては、中心市街地の活性化（まちづくり）は一過性でなく、継続的に実施していくことが重要であると考えています。

また、本事業は、先ほど説明したとおり、半田商工会議所が作成した「半田市中心市街地活性化ビジョン」に基づき実施している事業に対する補助です。「半田市中心市街地活性化ビジョン」は、平成30年度に作成された計画で、計画期間は2019年から2028年で、現段階は、道半ばであること、また、中心市街地の活性化は、半田市にとって必要な事業であることから、本事業は、継続していきたいと考えます。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

(委 員) 当該協議額とした理由として、事業を再構築して減額したとありますが、この内容を説明してください。

(担当課) これまでは 200 万円の事業だったのですが、昨年度の補助金等判定会議で添付資料の説明ができず他の事業と重複しているのではないかとということで判定時に減額されましたが、事業を精査して再構築したところ昨年度協議額よりは減額となり、昨年度判定額よりは増額となりました。

(委 員) 事業自体は商工会議所が考えているということですか。経済課は関与していますか。

(担当課) この事業を行う上で話し合いの場には参加していて、商工会議所が考えた事業について意見交換をした上で事業実施しています。例えば、クラシティ 1 階で行っているチャレンジショップの業者選考時の会議にも出ておりますし、現在中心市街地の照明にすしのフラッグが付いていますが、こういうアイデアにも市からもこういう方向性でやった方がいい等意見を伝えています。

(委 員) 3つ前の中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金とにぎわい創出という点では似ていると思いますが、支給の対象者が商店街か商工会議所かという違いはあるものの、やっていることは同じように見えます。ベースとなる中心市街地という地域で考えると中心市街地活性化ビジョンというがあるので、これに沿って商店街への補助金も再構築した方がいいのではありませんか。

(担当課) 本補助金は市の単独費で実施していますので、ある程度自由に活性化ビジョンを活用して事業実施できますが、にぎわい事業補助金は県の補助金を活用しているためその範囲でイベント等に活用しているという線引きがあります。財源や補助対象事業者で整理がされていますが、補助金のタイトルをわかりやすく見直そうと考えています。

(委 員) 例えば商店街に補助を出すにぎわい事業補助金の方はイベントを行うため、まちづくり支援事業補助金はイベントではなく、ストリートフラッグやチャレンジショップを行う等、やっていることがかぶらないようすみ分けを整理してはどうかと思います。

【審査結果】承認：A 1（指示事項）

- ①補助金の名称が補助内容に合った分かりやすい名称となるよう整理すること
- ②「中心市街地商業活性化にぎわい事業補助金」と「中心市街地まちづくり支援事業補

助金」とのすみ分けを整理すること

経済課 補助金－24 勤労者団体事業費補助金

【担当課補足説明】（執行協議書等に関する説明）

この補助金は、労働者の労働意欲の向上を図るため、福利厚生など職場環境を改善する事業として文化体育事業、教育広報事業を行っている愛知県労働者福祉協議会知多支部（東海労働金庫 半田支店）に対して補助しています。補助は、知多5市5町で行っています。

なお、令和2年度におきましては、コロナの影響により各種行事を中止したため、補助金の額を減額しています。協議額は、今年度と同様、300千円です。

担当課からの説明は以上です。

【質 疑】

（委 員）会計報告と監査報告が添付されていますが、会計監査は誰が行っていますか。

（担当課）事務局である東海労働金庫が行っています。

（委 員）令和2年度はコロナの影響で減額しているとのことですが、これまでも繰越はなく必要な分だけ除いて、減額をしていたということですか。

（担当課）これまでは使い切っていたので、減額・返還ということはありませんでした。

【審査結果】承認：A1（指示事項なし）